日本ユーラシア協会とは
旧ソ連邦に住む諸国民との相互理解と友好を進める（旧）日ソ協会の統一した名称です

日本とユーラシア
JAPAN-EURASIA SOCIETY

愛知版　No. 628

（ニュース、投稿は下記へ）
〒461-0004
名古屋市東区葵1-22-26
日本ユーラシア協会愛知県連合会
電話　052-508-4368

メールアドレス　eurasia_aichi@yahoo.co.jp　ホームページ　http://nichiyu2015.webcrow.jp

日本ユーラシア協会愛知県連合会の会員の皆さまに訴えます！

日本ユーラシア協会愛知県連合会会長　杉浦　一孝

日本ユーラシア協会愛知県連合会（以下「当協会」という。）は、コロナ禍もあって、ここ数年の間に、組織的および財政的にきわめて困難な状況に追い込まれています。

常任理事会は、この間、会議の場で当協会の現状を分析して問題点を明らかにし、その打開策を求めて議論をしてきました。本年二月一日に開催した第九回常任理事会の会議でも、この難題の解決に向けて意見を交わしましたが、これを解決するためには、当協会の会員の皆さまからのお力添えがぜひ必要であると考え、会長名でこの訴えを皆さまにお届けすることを決めました。

当協会は、平和、人権および民主主義を活動の理念としながら、旧ソ連邦を構成していたユーラシア諸国の国民と友好関係をむすび、相互理解と親善を深め、それによって国家間の平和に寄与することを目的としています。この目的を実現するため、当協会は、ロシア語講座の開設をはじめとして、ユーラシア・フェスティバル、ユーラシア諸国関係の音楽の鑑賞会、料理教室など、さまざまな行事を行ってきました。

しかし、ここ数年、コロナ禍もあって、ロシア語講座の受講生の数は低迷し、また会員の高齢化にともない、退会者の数が入会者の数を上回るなど、当協会の財政にとって厳しい状況が続いています。ユーラシア諸国のなかに、現政権が強権政治によって人権を抑圧したり、大国主義的思考と古い冷戦思考にもとづいて欧米諸国との間に軍事的緊張関係を引き起こしたりする国があるなど、ユーラシア諸国に対し、日本の多くの国民にマイナス・イメージを抱かせ、魅力を感じさせないところに、その遠因があると思います。私たちの友好親善の相手方は、ユーラシア諸国の政権ではなく、それぞれの国の国民です。これまでどおり、ここに軸足を置きながら、ロシア語の受講生および会員が増えるような方策を工夫していくことが必要ではないでしょうか。

今日、当協会が直面しているもう一つの難題は、事務局体制の立直しの問題です。これは、当協会にとってもっとも緊急性のある課題です。昨年10月の事故による事務局長の逝去、高齢化等にともなう健康上の理由による退任など、事務局体制の弱体化が進み、理事長をはじめとする一部の常任理事の方に大きな負担がかかっています。今の当協会には、事務局員を雇用する財政的余裕はありません。

このように、当協会は、現在、組織的および財政的に非常に困難な状況のもとにあります。そこで、会員の皆さまにお願いがあります。事務局体制の立直しがまず、一週間数時間でも結構ですので、事務局の仕事の一部を担っていただけないでしょうかというお願いです。テレワーク（リモートワーク）でできる仕事もあり、さらに、常任理事会の会議もZoomご利用ください。電話でのご連絡には、月曜日から金曜日までの午前10時から12時までの間で対応させていただきます。

なお、連絡先については、本機関紙の上部に記載されています事務所の電話番号またはメール・アドレスをご利用ください。

願い申し上げるしだいであります。

事務局体制の立直しの件で、ご尽力をいただける方は、当協会の事務局にご一報をください。また、当協会のあり方および活動に関するご意見、ご提案も、メールなどで事務局にお寄せいただければ幸いに存じます。これらの情報を会員の皆さまと共有したいと思いますので、本機関紙において、皆さまからのご意見、ご提案を匿名で公表させていただく予定でいます。この点について、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

関西　東海　北陸ブロック会議開催する

プーチンによる ウクライナ軍事侵攻を許さず 今こそ反転活動を

3月5日（土）、コロナ禍を考慮し、規模を縮小して14人で 名古屋にて開催しました。

最初に 記念講演として「ロシアにおける権威主義的政治体制と人権問題」のタイトルで 杉浦一孝先生（名古屋大学名誉教授・愛知県連会長）の講演を受けました。

議論として①各府県連の活動内容 ②プーチンによるウクライナ軍事侵攻問題 ③全国総会に向けての議案討論 ④「協会」の今後について等 議論しました。

1プーチンによるウクライナ軍事侵攻について

①石川　日ロ議員連盟から7人が脱会。現在 県知事選挙中で終了次第 中村会長の談話を各支部に送付し意思統一します。

②大阪　各マスコミに対応し、ロシア語講師の方がNHKニュースウオッチで涙ながらに訴える内容が放映されました。日本の非核三原則の見直しと各共有について議論を始めるべきだという松井市長発言は核使用で脅しをかけるプーチンとの交流を深め 激励と悪口を排除すべきでしょう。

③京都　京都市キエフが姉妹都市でもあり、市長に抗議の談話を発表するよう申し入れました。

④愛知　マスコミ（中日新聞社、名古屋テレビ等）から の要請に取材を受け記事が掲載される。名古屋市議会全会一致により軍事侵攻に反対する決議を行う。

デモに代表参加。

⑤ロシア・ウクライナの人々との交流を深め 激励と悪口同じで許せない。緊急集会が9日に開催され、府連から代表発言をし、訴えました。

2全国総会方針案等について

主な議論内容

①本部会長・理事長談話「プーチンによる軍事侵攻」と明確にすべきである。

②今こそピンチをチャンスに変える活動を 現在、大阪4人、京都1人、愛知4人の新会員を迎えました。

③「協会」組織 高齢化してきており「老 壮 若」の組織体制に努力する。特に青年に重要部門への起用を意識的に行うべきです。

④財政問題は何れの組織も深刻であり、本部財政にのみ焦点を充てた「寄付金が必要である」との文言は誤解を招くので修正の必要があります。

⑤創立65周年、改称30周年記念行事は東京に人を集めるのみでなく、より多くの会員・役員の人が参加出来、確認されるよう「地方組織&ブロック」でも工夫をこらした集いが開催できるようにし、交付金を支給できるようにいたしましょう。

等々 限られた時間の中で有意義な意思統一が出来ました。

ロシア語講座、会員学生割引を大幅に拡大

是非この機会にロシア語を

この4月から第192期 92期については45％割引ロシア語特別講座が始まりますが、コロナでアルバイトもままならず、経済的に大変な学生会員を対象に受講料の大幅な割引を実施いたします。これまでも学生割引はありましたが、第1万4750円（他に会費6か月分4200円と入学金5000円が必要です）になります。この機会に是非ロシア語を勉強してみませんか。

映画「親愛なる同志たちへ」

アンドレイ・コンチャロフスキー監督最新作

4月8日（金）より名演小劇場で上映

1960年6月ロシア南西部のノヴォチェルカッスク町で物価上昇と食糧不足、賃金カットに対して労働者が立ち上がり、国営機関車工場で大規模なストライキを行い、5000人以上の群衆が鉄道を封鎖し、共産党幹部が集結する工場の管理棟を占拠した。

翌6月2日（日）、戦車とともにソ連軍がノヴォチェルカッスクに入り、群衆を暴力的に鎮圧。KGBデータによると死者26人（非公式では100人）、負傷者数十人、処刑者7人、投獄者数百人に達した。この事件はソ連が崩壊するまで30年間隠蔽されていた。

スターリンを敬愛しソ連の繁栄を信じて疑わなかったリューダは、非武装の市民が次々に殺害される惨たらしい現場を目の当たりにし、自らのアイデンティティーを打ち砕かれて行く。さらに、事件を主導したKGBのメンバーであるヴィクトルもまた、リューダの娘の捜索に協力していく中で、事件の隠ぺいを図る国家の非情な実態を目撃する。娘を案ずるが故にいつの間にか党の規律に違反する行動をするようになってゆく。果たして二人が崇敬する”祖国”とは何だったのか。

2020年ロシア
121分

ロシアでの人権保障はどうなっている？（その6-②）

ロシアの憲法裁判から見たその実態の諸相

日本ユーラシア協会愛知県連合会会長　杉浦一孝

本紙の前々号に続き、今回は、本件におけるロシア憲法裁判所の判断（２０２１年3月12日言渡しの判決による。）とこれに対するプーチン政権の対応を紹介します。

憲法裁判所の判断

憲法裁判所は、判決文において、これまでの憲法裁判所の関連する「法的見解」（法的拘束力をもつ判例の意味）を紹介しながら、選挙権・被選挙権および国民投票への参加権は「基本的な政治的権利」であるため、「立法者」（議会）は、選挙関係の法的規制および選挙の実施手続の設定を行う場合、とくに「候補者の指名および登録を含む市民の選挙権・被選挙権の実現の公正な手続を保障し、選挙による政治的競争の不当な制限を避けなければならない」と指摘します。その上で、選挙管理委員会に提出する立候補者の個人情報の項目とその提出の手続および期限を決めることなど、「選挙における候補者の指名および登録の手続および要件」を定める場合、憲法の要請である「法的明確性」にしたがい、これが「憲法上の平等原則に反して、政党の活動の自由および市民の選挙権・被選挙権の実現にとって恣意的な障害となる広範で過度の制限」となるようなものであってはならないとして、選挙権等の（時機を失して通知した）ときは、その「非通知（時機を失した通知）の事実」をその「決定の取消しの可能性を排除する事情」として考慮することが必要であるにもかかわらず、当該規定は、この「必要性を定めていない限りにおいて」、ロシア憲法第17条第3項（他人の人権の侵害の禁止）、第18条（人権の直接効力）、第19条第1項および第2項（平等原則）、第32条2項（選挙権・被選挙権等の保障）ならびに第55条第3項（人権の制限事由）に適合しないとしました。

憲法裁判所は、この違憲判断にもとづいて、「連邦議会」（連邦議会）に対し、憲法の諸規定にもとづき、かつ、本判決で示した「法的見解」を考慮しながら、関連する現行法の所要の改正を行うこと、同時に、該当する訴訟事件を審理する裁判所に対しては、その改正法が施行されるまでは、本判決に直接したがうことを求めました（なお、通常裁判所によるツカーサフの立候補登録の取消しについては、選挙関係が終了したことにより、事件の再審理は不可能であるが、憲法裁判所法第１００条第４項にもとづいて、損害賠償請求は可能であることが憲法裁判所により示されています。）。

プーチン政権のその後の対応

この憲法裁判所の違憲判断に対し、ツカーサフを支援したロシア共産党のモスクワ市支部は、「ロシア連邦共産党は、憲法裁判所において、すべてのレベルの選挙から候補者（登録）の恣意的な取消しの禁止を勝ち取った」との見出しで肯定的な論評を公表しました。法それでは、プーチン政権と連邦議会の多数派（プーチン大統領が率いる与党「統一ロシア」）は、この違憲判断をどのように受け止めたのでしょうか。連邦議会は、4月30日付の関連法の一部改正法において、裁判所が任意の社会団体等の活動を「過激派活動」と認定してその団体の解散または活動禁止の決定をし、これが確定したとき、当該団体の活動に「関与（参加）している」多くの市民もすべてのレベルの議会議員選挙に立候補することができなくなりました。この点については、日本でも新聞報道等がなされていますので、これ以上の紹介は省略いたします。

プーチン政権によるこの立候補制限、すなわち市民の被選挙権の侵害に対して、何らかのかたちで通常裁判所において法廷闘争が続けられていると思いますが、この事案が憲法裁判所に持ち込まれたとき、憲法裁判所は、どのような憲法判断を下すでしょうか？

次回は、少し古い判決ですが、現在も問題視されている人権擁護団体等への検察庁の調査、その権限を定めるロシア検察庁法の規定の憲法適合性問題をめぐって争われた事件についての憲法裁判所判決（２０１５年2月17日）です。

ウクライナ文化協会の反戦集会とデモに５００人が参加

合唱団ミールも参加し「広きドニエプルの嵐」を合唱

3月6日（日）11時半～ 栄・エディオン久屋広場

3月6日（日）11時半から栄のエディオン久屋広場でウクライナ文化協会主催の反戦集会とデモ行進が行われました。前回2月26日の反戦集会は30人規模でしたが、今回は１００人規模で、次いで日本語で1番、2番をさらにウクライナ語でもう一度歌いました。集会の後、「戦争反対」、「ウクライナに平和を」、「ストップ、プーチン」とシュプレヒコールをしながら久屋大通を北へ、栄で左折して白川大通りを矢場町まで市民にウクライナの平和を訴えながらデモ行進をしました。エディオン久屋広場でまとめの集会を開き終了しました。

（田口龍司）

【写真】　合唱団「ミール」の合唱

【写真】反戦集会に集まった人々

【写真】デモ行進の後のまとめの集会

コロナ対応カンパ

（3月15日現在）

協力者数　115人

協力金額１，１０２，６４７円

たくさんの方々からカンパをお寄せいただき、ありがとうございました。